児童手当が小学校6年生まで拡大します

4月1日から、児童手当法改正により、児童手当の支給対象年齢が小学校6年生までに拡大され、所得制限額が引き上げられました。

※対象者と思われる皆さんには、請求書の用紙を送付していますので期限内に提出してください。（公務員の人は、勤務先へ請求してください）

▼小学校4年生の保護者の皆さん

本市から3月分まで児童手当を受給していた保護者の皆さんは、新たな手続きは不要です。

それ以外で受給資格がある人は、手続きが必要です。3月以降に転入してきた人も同様です。

▼小学校5・6年生の保護者の皆さん

現在、児童手当を受給していない場合は「認定請求」の手続きが、弟や妹などほかの児童が既に受給している場合は「額改定請求」の手続きが必要です。

▼これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆さん

所得制限額の引き上げ（左記「児童手当所得制限限度額表」参照）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の人は「認定請求」の手続きが必要です。

▼9月29日までに手続きを

●窓口受け付けは、9月29日（金）まで。

平日8時30分～17時15分で、土、日曜日、祝日は、窓口受け付けをしていません。

●郵送受け付けは、9月30日（土）まで。

郵送の場合は、市子育て支援課に書類が到達した日が、提出年月日となります。

※改正に伴う請求は、本年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に本年4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

9月30日以降も請求はできますが、請求を受け付けた月の翌月からの支給となります。

『現況届は6月中に手続きを』

現在、児童手当を受給している人は、6月中に「児童手当現況届」の提出が必要です。

6月1日の状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するためです。

5月末日に現況届の用紙を送付しますので、必要事項を記入し6月30日（金）までに、必ず提出してください。

この現況届の提出がなければ、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■問い合わせ先
市子育て支援課
☎0869－26－5947

児童手当制度改正内容

	改正前	改正後
対象年齢	小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）	小学校修了前（12歳到達後最初の年度末）平成6年4月2日以降に生まれた児童
手当月額	第1・2子　5,000円 第3子以降　10,000円	
支払時期	毎年2月・6月・10月	

児童手当所得制限限度額表　（単位 万円）

	改正前		改正後	
扶養親族等の数	国民年金等加入者	厚生年金等加入者	国民年金等加入者	厚生年金等加入者
0人	301	460	460	532
1人	339	498	498	570
2人	377	536	536	608
3人	415	574	574	646
4人	453	612	612	684
5人	491	650	650	722

※父母のうち所得の多い人で審査します。父母の所得の合計ではありません。
※上記の所得制限限度額を超える場合は、支給されません。

県老人・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費受給資格申請と更新手続きは6月中に

制度	内容	対象者	手続きに必要な物
岡山県老人医療費公費負担制度	低所得・ひとり暮らしの高齢者が安心して治療が受けられるよう、保険診療にかかる自己負担額から一部負担額を引いた額を公費で負担します。	▽68・69歳で市県民税均等割以下の世帯の人 ▽65～69歳のひとり暮らしの人 （ただし、同一敷地内で家族と別居している場合や、近隣に扶養義務者が居住し、本人との接触が保たれている場合を除く）	▽健康保険証 ▽印鑑（認印） ▽ひとり暮らしであることの民生委員の証明 （65～69歳のひとり暮らしの人のみ）
ひとり親家庭等医療費公費負担制度	低所得のひとり親家庭の人が安心して治療が受けられるよう、保険診療にかかる自己負担額から一部負担額を引いた額を公費で負担します。	▽18歳未満の児童がいる、配偶者のない人とその児童 ▽父母のいない児童 ▽父母のいない児童を養育している配偶者のない人 （いずれも所得税非課税の人が対象）	▽健康保険証 ▽印鑑（認印） ▽平成17年分の収入状況が分かるもの （源泉徴収票や確定申告の写しなど） ▽在学証明証か学生証 （高校3年生の子どもがいる場合のみ）
重度心身障害者医療費公費負担制度	重度心身障害者の人が安心して治療が受けられるよう、保険診療にかかる自己負担額を公費で負担します。	▽身体障害者手帳1・2・3級を持っている人 ▽療育手帳A・Bを持っている人 （本人が社会保険の被保険者である場合は、平成17年分の所得額で制限があります。以前に所得制限で受給資格証の交付を受けられなかった人でも、所得額の見直しで交付を受けられる場合がありますので、再度申請してください）	▽健康保険証 ▽印鑑（認印） ▽身体障害者手帳か療育手帳（知的障害であることを示す書類）

備考

これらの制度を利用するには、あらかじめ受給資格者としての認定が必要です。切り替え時期は、毎年7月1日です。6月19日（月）から30日（金）までに申請・更新の手続きをしてください。すでに受給資格証を持っている人も、手続きが必要です。

■申請窓口・問い合わせ先

市市民課	☎0869－22－3958
市牛窓支所　市民生活課	☎0869－34－3432
市長船支所　市民生活課	☎0869－26－2016
市裳掛出張所	☎0869－25－0004

更新手続きは6月中に